



魅力的なまちづくりに向けて

がんばる市民を応援します

受付期間

随時、受付しています。

※土・日・祝祭日を除く午前8時30分～午後5時15分の間に、下記問い合わせ先へご持参、またはメールで提出してください。
※受付期間内で応募額が予算額に満たなかった場合、期間後に先着順で随時受付とします。

がんばる

市民応援事業

対象となる事業

- 魅力的なまちづくりを図る事業

事業の例 (これまでの事業)

- ▷海とふれあうSUP体験
- ▷ゲートフットイベント
- ▷西宇和のみかんは世界一プロジェクト
- ▷第1回てやてや踊りフェスティバル
- ▷ポッチャ交流会&パラスポ体験会 など

補助率: 8/10

補助上限額: 50万円

がんばる

SDGs推進事業

対象となる事業

- 本市の社会課題や地域課題の解決に資する事業であり、SDGsの達成を目指す事業
- 市民・団体のSDGs推進に係る意識の向上に資する事業

事業の例

- ▷地域でSDGsを学べる機会の創出
- ▷楽しみながら学べる防災ゲーム体験イベント開催 など

補助率: 10/10

補助上限額: 20万円

がんばる

恋活応援事業

対象となる事業

- 独身男女の出会いの場の創出を図る事業
- 独身の男女各3名以上の参加が見込まれるもの。
- 参加者の半数以上が市内に居住または勤務していること。

事業の例

- ▷異業種交流会の開催
- ▷eスポーツを活用した交流イベントの開催 など

補助率: 10/10

補助上限額: 20万円

事業のながれ

申請

交付申請書(様式第1号)を提出

選考

書類審査を行い、結果を通知します

実施

帳簿類を整理しながら事業を実施

報告

実績報告書(様式第4号)を提出

審査

報告書を確認し、補助金額を確定します

請求

精算払請求書(様式第5号)を提出

詳しい条件等はHPをご覧ください→



がんばる

市内に活動の場を有する市民団体、NPOなどで、次の各号に掲げるいずれかに該当する団体等とします。

1. 地域づくり事業を実施する非営利活動法人、地域づくり団体、ボランティア団体、実行委員会、協議会等
2. 文化協会、体育協会等の文化スポーツ団体
3. 地域の自治会、町内会等のコミュニティ団体
4. 商工会議所、商工会、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の産業経済団体
5. その他市長が適切と認めるもの

補助対象と認める経費は、採択された事業に直接関係するものに限り、表に無いものは、個別に判断しますので、お問い合わせください。

区分	主なもの
謝金	イベント出演者等の報酬・謝礼金
旅費・交通費	イベント出演者等の交通費・宿泊費
消耗品費	事務用品、1万円未満の物品
原材料費	資材、食材代
印刷製本費	チラシ、チケット等の作成
広報費	新聞広告料
使用料・賃借料	会場、機械、車両等
燃料費	借り上げ車両等の燃料代
委託料	専門的知識、技術等を要する業務の外部委託費
通信運搬費	切手、宅配便
保険料	損害保険、ボランティア保険
食糧費	ボランティアスタッフの昼食 (華やかな内容であるものは対象になりません。社会通念上、常識的な範囲を対象とします。)
その他	事業実施に必要であり市長が適切と認めるもの

1. 事業内容について

- ①補助金交付の公益性。
(税金の使いみちとして適切か。事業の成果が不特定かつ多数の市民の利益につながるか。)
- ②八幡浜らしさ。
(地域の特徴を活かしているか。地域資源を活用したものか。)
- ③時代性・社会情勢・市民ニーズの把握。
(現状を的確に把握し、市民や地域が求めている事業か)
- ④先駆性、独創性。
(内容や手法に創意工夫や新しい取組が見られるか。過去に実施した事業については、前回の課題点等を踏まえ、改善や成長がみられるか。)
- ⑤目的・目標、計画の妥当性。
(目的、目標が明確か。計画に実現性があるか。継続の見込みがあるか)

2. 団体組織について

- ①運営が閉鎖的でなく、広く開かれた組織であるか。
- ②計画どおり事業を遂行する能力、適切に会計処理をする能力を有しているか。
- ③市民が主となって活動しているか。